

令和4年度包括外部監査の意見への対応状況

【意見】（令和5年12月時点）

意見	対応内容	所管局
<p>第3 外部監査の結果</p> <p>1 会計</p> <p>1.2 資産</p> <p>1.2.2 基金</p> <p>1.2.2.3 未払金により基金を計上する会計処理</p> <p>未払金により基金を計上する会計処理の見直し</p> <p>未払金により基金を計上する会計処理を改めた方針に基づいた運用を継続して実施されたい。</p> <p>（報告書 63 ページ）</p>	<p>これまで年度末に未払金により基金を計上してきた処理については、令和5年1月に方針を改め、各年度の最終出金日以降に基金造成の対象となる収入があった場合においては、未払金処理による当年度中の基金造成を行わず、翌年度以降に基金造成を行うこととした（令和5年1月17日財務課長決定）。</p> <p>今後もこの運用を継続し、引き続き適正な事務を行っていく。</p>	<p>上下水道局</p>
<p>第3 外部監査の結果</p> <p>1 会計</p> <p>1.3 負債</p> <p>1.3.1 前受金</p> <p>1.3.1.2 長期滞留前受金</p> <p>長期滞留前受金解消策の徹底</p> <p>給水工事前受金及び工事負担金前受金について工事完了後速やかに精算手続を完了させるため、令和5年1月発出の通知文に基づく再発防止策を継続して実施されたい。</p> <p>（報告書 68 ページ）</p>	<p>長期滞留前受金解消策の徹底について、令和5年1月に発出した通知文に基づき、以下の取組を今後も継続して実施していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事未完了の申請書類の確認（四半期毎）</li> <li>・申請後、1年以上経過している申請書類の確認（施工業者への問合せや現地調査を実施）</li> <li>・工事部門と事務部門が互いの管理台帳やシステム情報を共有し、連携強化を図ることによる確認漏れ等の人的ミスの防止</li> <li>・統括部門と給水工事部門の連携体制の構築（申請書類の処理状況の報告、長期滞留のおそれがある案件がある場合の早期対応）</li> </ul>	<p>上下水道局</p>
<p>第3 外部監査の結果</p> <p>1 会計</p> <p>1.4 引当金</p> <p>1.4.3 退職給付引当金</p> <p>1.4.3.3 水道事業会計と一般会計等他会計とに属した職員の退職手当の負担</p> <p>水道事業会計と一般会計等他会計とに属した職員の退職手当の負担</p> <p>今後、異動（人事交流）による他会計での在籍期間や職位別の人事交流の人数等の状況に大きな変化が生じた場合には、水道事業会計と一般会計等他会計とに属した職員の退職手当の負担割合について変更する必要があることに留意されたい。</p> <p>（報告書 78 ページ）</p>	<p>退職手当における在職期間の算定において、現状では国や他都市、各任命権者間で、相互に在職期間を通算する制度を設けており、その場合の負担の按分等の措置も講じられていない。</p> <p>そのため、退職手当制度に関しては、引き続き、国や他都市の動向等も注視しつつ、その在り方について研究を重ねていく。</p>	<p>上下水道局</p>
<p>第3 外部監査の結果</p> <p>1 会計</p> <p>1.4 引当金</p> <p>1.4.3 退職給付引当金</p> <p>1.4.3.4 退職給付引当金の算出方法</p> <p>退職給付引当金の算出方法</p> <p>退職給付引当金の算出方法について、より厳密な金額を算出するため個々の職員ごとに積み上げ計算することができる体制の構築が望まれる。</p> <p>（報告書 82 ページ）</p>	<p>退職給付引当金の算出方法については、より厳密な金額を計算するために、今後システムの大規模改修等を行う際には、個々の職員ごとに積み上げ計算ができる仕様を検討していく。</p> <p>システム改修を行うまでは、作業負担等の観点から、これまでどおり、簡便な計算方法により算出する。</p>	<p>上下水道局</p>
<p>第3 外部監査の結果</p> <p>1 会計</p> <p>1.4 引当金</p> <p>1.4.4 修繕引当金</p> <p>修繕引当金の取崩要件の明文化及び決算書の注記</p> <p>修繕引当金について、取崩要件の明文化及び地方公営企業法施行規則附則第4条に従ったものである旨の決算書への注記が望まれる。</p> <p>（報告書 84 ページ）</p>	<p>令和4年度決算から、決算書の注記に修繕引当金に係る経過措置の内容を追記した。</p> <p>また、修繕引当金に係る取崩要件については、令和6年3月末までに局内の決裁等を経て文書として整備し、これに基づいた運用を行っていく。</p> <p>（参考）</p> <p>令和4年度決算書 注記 5 その他の注記 (4) 修繕引当金に係る経過措置</p> <p>修繕引当金は、会計基準移行前の平成26年3月31日以前に引き当てられたものであり、引き続き従前の例により取り崩すこととしている。</p>	<p>上下水道局</p>

<p>第3 外部監査の結果</p> <p>1 会計</p> <p>1.4 引当金</p> <p>1.4.5 引当金の計上方法等の文書の整備</p> <p>引当金の計上方法等の文書の整備</p> <p>引当金の具体的な算出方法の文書化が望まれる。</p> <p>(報告書 84 ページ)</p>	<p>今後も引当額を見積もる必要がある各種引当金の具体的な算出方法については、令和5年6月までに、所管部門において、局内の決裁等を経て既存の事務処理マニュアル等を改めて文書として整備した。今後はこれらの文書に基づいて適正な事務を行っていく。</p>	<p>上下水道局</p>
<p>第3 外部監査の結果</p> <p>1 会計</p> <p>1.7 キャッシュ・フロー計算書</p> <p>1.7.2 キャッシュ・フローの算出方法</p> <p>キャッシュ・フローの算出方法</p> <p>キャッシュ・フロー計算書の「引当金の増減額」と「リース債務の償還による支出」の算出方法について、継続して改められたい。</p> <p>(報告書 96 ページ)</p>	<p>令和5年度予算の予定キャッシュ・フロー計算書から「引当金の増減額」と「リース債務の償還による支出」の算出方法を以下のとおり見直し、令和4年度決算においても同様に改めているところであり、今後も同様の方法で算出していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>固定資産の取得原価に含まれる賞与引当金の増減額については、業務活動によるキャッシュ・フローの区分ではなく、投資活動によるキャッシュ・フローの区分で算出することとした。</li> <li>リース料総額に対する消費税額等については、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分ではなく、未払消費税等もしくは未収消費税等の増減額が計上されている「業務活動によるキャッシュ・フロー」で差し引くこととした。</li> </ul>	<p>上下水道局</p>
<p>第3 外部監査の結果</p> <p>2 契約事務</p> <p>2.4 特殊案件</p> <p>2.4.2 一者応札</p> <p>一者応札の解消</p> <p>一者応札の解消への取組は一部認められるものの、入札制度の競争性を適切に機能させるためにより一層の対策を講じることが望まれる。</p> <p>(報告書 112 ページ)</p>	<p>水道に係る特殊なプラントや設備に係る入札案件は、一者応札の代表事例ではあるが、高い専門性や技術が必要であることから、履行できる事業者の数自体が少なく、入札者が限られるのが実情である。</p> <p>一者応札の解消については、予定価格算定時に見積書を收受していたが入札に参加しなかった業者や、入札辞退を行った業者に対して聞き取り等の情報収集を行う等により、状況把握に努め、更なる対応策について引き続き検討していく。</p>	<p>上下水道局</p>
<p>第3 外部監査の結果</p> <p>2 契約事務</p> <p>2.5 個別案件の検討</p> <p>2.5.1 最低制限価格の算出方法</p> <p>ランダム係数の適用に依らない入札方法の検討</p> <p>ランダム係数の適用は不正行為の防止の観点から効果があることは十分理解できるところではあるが、積算基準の公開が大幅に進み算定基礎額がかなり正確に積算できる工種など、ランダム係数の適用によるデメリットの部分強調される状況ではランダム係数の適用に依らない他の不正行為を防止しうる入札方法を検討することが望まれる。</p> <p>(報告書 118 ページ)</p>	<p>ランダム係数については、最低制限価格の事後公表化に合わせて、入札の不正防止の観点から導入したものであり、公正な入札に資するものとして有効であると考えている。</p> <p>入札制度については、国や他都市の状況を注視しながら、不正防止の観点も含め、より効果のある入札制度について引き続き検討をしていく。</p>	<p>上下水道局</p>
<p>第3 外部監査の結果</p> <p>2 契約事務</p> <p>2.6 検査体制</p> <p>2.6.3 工事成績評価の活用</p> <p>工事成績評価の活用</p> <p>工事成績評価の結果を蓄積し、事業者の格付等の判定基準の一項目として活用することを検討していくと聞いているが、工事成績評価の試行開始から8年、本格実施から6年が経過していることもあり、早期の工事成績評価結果の活用が望まれる。</p> <p>(報告書 130 ページ)</p>	<p>上下水道局では平成28年度に工事成績評価を本格実施した後、一定期間の結果を蓄積していることから、今後、工事成績評価結果の活用として、事業者の格付への反映やその手法等について早期の実施を目指し、引き続き検討していく。</p>	<p>上下水道局</p>
<p>第3 外部監査の結果</p> <p>3 財産管理</p> <p>3.2 販売用物品</p> <p>3.2.3 「疏水物語」の実地たな卸</p> <p>「疏水物語」の実地たな卸</p> <p>上下水道局総合庁舎内の「疏水物語」のすべての在庫について年1回等定期的な実地たな卸をし、その結果を記録することが望まれる。また、貯蔵品と同様、販売用物品の実地たな卸の実施についても会計規程に盛り込むことが望まれる。</p> <p>(報告書 138 ページ)</p>	<p>「疏水物語」などの販売用物品については、京都市上下水道局会計規程第33条に規定する消耗品として管理している。消耗品のうち、郵便切手、はがき、印紙その他これらに類するものについては、「たな卸資産以外の物品会計事務取扱要領」及び「物品会計事務の手引」において、受払簿の様式、受渡しの記録及び残高の報告等その取扱いを定めている。一方、販売用物品については、担当課で残高確認等の在庫管理を行っているものの、局内の取扱いとして定めがない状況であった。これら販売用物品の在庫管理を徹底するため、消耗品受払簿への記録、定期的な現物確認及び報告について、「たな卸資産以外の物品会計事務取扱要領」及び「物品会計事務の手引」の改正を令和6年3月末までに行う。</p>	<p>上下水道局</p>

<p>第3 外部監査の結果</p> <p>3 財産管理</p> <p>3.3 固定資産</p> <p>3.3.3 固定資産の会計処理に関する規定</p> <p>固定資産の会計処理に関する規定の作成</p> <p>固定資産に関しては、減価償却だけでなく資本的支出か収益的支出かの検討、取得原価の範囲、除却・売却等に関する会計処理、固定資産の減損会計等に関する事項及び、取得や除却・売却時の決裁や報告等の事務処理手続並びに、現物実査の手続及び報告体制等について規定した要領・要綱等を定めることが望まれる。</p> <p>(報告書 145 ページ)</p>	<p>固定資産の会計処理については、固定資産の範囲と減価償却以外の会計処理を文書等により規定できていなかったため、令和6年1月月末までに要領・要綱等により文書化を図る。</p> <p>今後は、文書化した規定に基づいて固定資産に係る会計処理を行い、適切な事務の遂行に努めていく。</p>	<p>上下水道局</p>
<p>第3 外部監査の結果</p> <p>3 財産管理</p> <p>3.3 固定資産</p> <p>3.3.6 建設仮勘定</p> <p>3.3.6.2 建設仮勘定に含まれる中止案件の会計処理</p> <p>建設仮勘定に含まれる中止案件の会計処理</p> <p>建設仮勘定に計上されている調査委託費について、当該案件の計画が中止された場合は、減損の兆候があると判断し、さらに外部への売却も想定されない場合は、ただちに減損損失を認識することが望まれる。</p> <p>(報告書 150 ページ)</p>	<p>建設仮勘定に計上している調査委託費について、対象の事業計画が途中で中止される等の状況が生じた場合には、除却を行うなど適切な処理を行っていく。</p>	<p>上下水道局</p>
<p>第3 外部監査の結果</p> <p>3 財産管理</p> <p>3.3 固定資産</p> <p>3.3.7 固定資産の有効活用</p> <p>3.3.7.2 未利用地の活用方法の検討</p> <p>未利用地の活用方法の検討</p> <p>当初水道事業として稼働していたが、庁舎・事務所の移転や設備の更新等により水道事業では利用しないと決定された資産のうち未利用となっている資産については、早期に未利用資産の活用方法を決定できるように検討を進めることが望まれる。</p> <p>(報告書 153 ページ)</p>	<p>未利用となっている資産については、一部で境界確定作業を実施している等、活用に向け準備を進めているが、「接道していない・狭小地である・稼働中の埋設管がある」等の課題もあるため、具体的な活用に向けては時間を要するのが現状である。このため、不動産鑑定士等の専門家への相談を行うとともに、広く市民や事業者等からも活用に係る提案を受け付けるための「京都市上下水道局資産有効活用市民等提案制度」を令和5年11月に創設するなど、早期に未利用資産の活用方法を決定できるように検討を進めている。</p>	<p>上下水道局</p>
<p>第3 外部監査の結果</p> <p>5 終章</p> <p>5.3 財源確保に向けて</p> <p>財源確保に向けて</p> <p>今後5年先、10年先を見据え、更新財源確保のための検討を早くから開始する必要があると考えられる。その時には、経営努力をすることは当然のこととして、水道料金の改定も含めあらゆる可能性の検討を行うことが必要な時期が迫っているものと思われる。</p> <p>料金改定について、大規模な漏水・断水事故が発生した場合の市民生活への影響等を考慮すれば、更新財源の不足は大きなリスク要因であることから、市民にきっちりとした説明を行い理解してもらうためにも早期の検討開始が望まれる。</p> <p>(報告書 178 ページ)</p>	<p>上下水道局ではこの間、更新財源として企業債の発行を抑制しつつ、国からの補助金や自己資金の確保に努めてきたところであり、特に自己資金の確保については、平成25年度の料金改定で資産維持費を料金原価に算入した。</p> <p>しかし、近年の水需要の減少や費用の上昇により、その確保額が減少傾向にあることから、令和4年度に策定した中期経営プラン(2023-2027)において、業務執行体制の効率化、効率的な事業運営による物件費の削減、企業債の借入方式の見直しなどによる支払利息の削減などを着実に進めることに加え、予算編成における精査や厳正な予算執行に努め、資産維持費の確保につなげることにしている。</p> <p>財源確保に向けた料金改定については、これらの経営努力を尽くしたうえで、市民生活への影響等を十分に考慮し慎重に判断する必要があると考えている。</p> <p>現在、近年の工事費の積算基準の見直しや労務単価の上昇等に加え、中長期的には老朽化した水道管路が増加していくことを踏まえ、改めて将来の適正な事業費規模を把握するため、令和4年度に局内に「施設マネジメント推進プロジェクトチーム」を設置し、今後30から50年先を見据えた中長期的な視点で事業量・事業費の更なる平準化の検討を行っているところである。</p> <p>今後、プランの中間時点を目途に、将来必要となる事業費の長期的な見通しを検証したうえで、事業費の財源となる資産維持費の必要額の再検証を行うことと併せて、適正な水道料金のあり方についても、社会情勢やライフスタイルの変化による水の利用状況の動向などを分析し、検討を進めていく。</p>	<p>上下水道局</p>